別表十（三）　記載要領

1　この表のⅠ及びⅡは、青色申告書を提出する法人で特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（平成23年法律第　　号）第11条第１項（課税の特例）に規定する認定研究開発事業者（以下この号において「認定研究開発事業法人」という。）若しくは同項に規定する認定統括事業者（以下この号において「認定統括事業法人」という。）に該当するものが租税特別措置法第60条の３（認定研究開発事業法人等の課税の特例）の規定の適用を受ける場合又は連結法人で認定研究開発事業法人若しくは認定統括事業法人に該当するものが同法第68条の63の３（連結法人である認定研究開発事業法人等の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「軽減対象所得金額又は軽減対象連結所得金額　⑸」の欄は、租税特別措置法施行令第36条の３第１項（認定研究開発事業法人等の課税の特例）の規定により計算した軽減対象所得金額又は同令第39条の90の３第１項（連結法人である認定研究開発事業法人等の課税の特例）の規定により計算した軽減対象連結所得金額を記載すること。この場合においては、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。

別表十一（一の二）の記載要領第１号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）第18条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「平成22年旧措置法」という。）」を「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第82号。次号⑶において「平成23年改正法」という。）第17条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「平成23年旧措置法」という。）」に、「若しくは平成22年旧措置法」を「若しくは平成23年旧措置法」に改め、同号⑴及び⑵中「第66条第６項第２号」の次に「又は第３号」を加え、「該当するもの並びに」を「該当するもの、」に改め、同号⑶及び⑷を次のように改める。

⑶　中小法人（大法人（普通法人のうち各事業年度終了の時における資本金の額又は出資金の額が１億円を超えるもの及び平成23年改正法第２条の規定による改正前の法人税法（⑷において「平成23年旧法」という。）第66条第６項第２号（各事業年度の所得に対する法人税の税率）に掲げる法人に該当するもの、法第４条の７に規定する受託法人並びに保険業法に規定する相互会社及び外国相互会社をいう。）以外の法人をいう。）が平成23年旧措置法第57条の10第１項又は第２項の規定の適用を受ける場合　租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成23年政令第199号）第１条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（⑷において「平成23年旧措置法施行令」という。）第33条の９第４項各号（中小企業の法定繰入率）に定める割合

⑷　中小連結法人（連結親法人（普通法人である連結親法人のうち各連結事業年度終了の時における資本金の額又は出資金の額が１億円を超えるもの及び平成23年旧法第66条第６項第２号に掲げる法人に該当するもの、法第４条の７に規定する受託法人並びに保険業法に規定する相互会社を除く。）又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人をいう。）が平成23年旧措置法第68条の59第１項又は第２項の規定の適用を受ける場合　平成23年旧措置法施行令第39条の86第３項各号（中小連結法人の法定繰入率）に定める割合

別表十一（一の二）の記載要領第二号中「平成22年旧措置法」を「平成23年旧措置法」に改める。

別表十二（一）の表中「同上の $\frac{30、90又は100}{100}$ 相当額」を「同上の $\frac{30又は90}{100}$ 相当額」に改め、同表の記載要領第１号中「、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）第18条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号及び第３号⑶において「平成22年旧措置法」という。）第55条（海外投資等損失準備金）」及び「若しくは平成22年旧措置法第68条の43（海外投資等損失準備金）」を削り、同第二号中「第32条の２第25項及び第26項」を「第32条の２第24項及び第25項」に、「租税特別措置法施行令第39条の72第18項及び第19項」を「租税特別措置法施行令第39条の72第17項及び第18項」に改め、同第三号中「同上の $\frac{30、90又は100}{100}$ 相当額　⑿」を「同上の $\frac{30又は90}{100}$ 相当額　⑿」に改め、同号⑴中「、90又は100」を「又は90」に改め、同号⑵中「30、」及び「又は100」を「30又は」に改め、同号⑶を削る。

別表十二（五）の記載要領第二号中「損金算入）の規定」の次に「若しくは放送法等の一部を改正する法律（平成22年法律第65号）附則第26条（法人税法の一部改正に伴う経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第25条（法人税法の一部改正）の規定による改正前の法第45条（工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）（以下この号において「平成23年旧法」という。）の規定」を、「（法第45条」の次に「又は平成23年旧法第45条」を加える。

別表十二（五）の表中「圧縮限度額　(⑳又は㉓)×⑽×(0.8又は0.9)」を「圧縮限度額　(⑳又は㉓)×⑽×0.8」に、「繰入限度額　㉞×⑽×(0.8又は0.9)」を「繰入限度額　㉞×⑽×0.8」に改め、同表の記載要領第１号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）」を「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第82号）第17条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「平成23年旧措置法」という。）第65条の７から第65条の９まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）、所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）」に、「及び次号において「平成21年旧措置法」を「において「平成21年旧措置法」に、「及び次号において「平成18年旧措置法」を「において「平成18年旧措置法」に改め、「、所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）第５条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号及び次号において「平成17年旧措置法」という。）第65条の７から第65条の９まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第８号）第12条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「平成15年旧措置法」という。）第65条の７から第65条の９まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）」及び「若しくは阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成７年法律第11号。以下この記載要領において「平成７年震災特例法」という。）第20条から第22条まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）」を加え、「、平成21年旧措置法」を「、平成23年旧措置法第68条の78から第68条の80まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）、平成21年旧措置法」に改め、「、平成17年旧措置法第68条の78から第68条の80まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）若しくは平成15年旧措置法第68条の78から第68条の80まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）」及び「若しくは平成７年震災特例法第26条の５から第26条の７まで（連結法人の特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）」を加え、同第二号を次のように改める。